

くらしの赤信号

相談が多く寄せられています！

「劇場型勧誘」に注意！

大手証券会社の担当者を名乗る電話があり、「市内に大手食品メーカーが出店することになり、住民対象に債券を販売することになった。市外の人が購入を希望しているので、もし購入しないのであれば、名義を貸してほしい。謝金は支払う。」と言われた。

その時はよく考えずに「どうぞ」と言ってしまった。しばらくして別の証券会社から電話があり、「あなた名義で200万円分購入した。名義を貸したあなたには支払義務があり、支払わなければ警察沙汰になる。」と言われた。どうすればいいか。



アドバイス

1. 芝居仕立てで勧誘し、考えたり相談する時間を与えないのが「劇場型勧誘」です。

近年、複数の業者が役割を分担して消費者をだまそうとする「劇場型勧誘」に関する相談が非常に多く寄せられています。誰でも、「もうかる」「締切間近」などと言われると心が動くものですが、言葉巧みに消費者を勧誘し契約をあおるのが、この「劇場型勧誘」の特徴です。

一度お金を払ってしまうと、取り戻すことは極めて困難です。「すぐに銀行へ行くように！」と言われたときは、お金を支払う前に、消費生活センターへご相談ください。

2. 電話がかかってきても相手にしないでください！

困っているので「名前を貸して」「代わりに買ってほしい」、また、「高く買い取る」などと言われたら、その電話は詐欺の可能性が高いですので、すぐに電話を切ってください。

困ったら
ご相談を！

ご注意ください
[相談事例]



効果を過信しないで！

水素水生成器の購入は慎重に！

【事例】

知人から勧められ、水素水生成器を購入した。説明書には、この機器に水を入れ、生成した水素水を飲むことで、人体に有害な物質の発生を抑制するという。

水素水が話題になっていたので買ってしまっただが、本当に効果があるか分からないし、高額なので、解約したい。



アドバイス

◎「水素水」とは、水素分子（水素ガス）が溶け込んだ水のことです。昨今、飲用の水素水や、水素水生成器など、数多くの商品が販売されています。

◎しかしながら、水素水を飲用したことによる健康効果は不明な部分も多くあり、過信することは禁物です。なお、「ガンが治る」「高血圧が解消する」等といった効能・効果は、法律により、医薬品・医療機器として認可されたものしか表記や宣伝することはできません。

◎水素水生成器は、高額な機器も見られるため、「話題になってきているから」「健康になったという体験談を聞いたから」といったうちに購入するのではなく、本当に必要かしっかり考えてから購入するようにしましょう。

困った時はご相談を！
枚方市立
消費生活センター

相談専用電話

(枚方在住・在職・在学)

072-844-2431

9時30分～16時30分

(土・日・祝日、年末年始除く)



ひらかた観光大使「くわんこ」
©枚方文化観光協会

催し予告

消費生活セミナー

「身の周りには危険がいっぱい!?

～くらしの中の製品事故～

これから冬本番。暖房器具でも事故は多く発生しています。製品事故について学び、事故から身を守りましょう!

日時：12月8日(木) 10時～11時30分

場所：消費生活センター 研修室

定員：先着40名

講師：独立行政法人 製品評価技術基盤機構 (NITE)

申込み：電話・FAX (072-844-2433) で受付中

「石けんキャンペーン
& 廃油回収(食用) 予定」

12月20日(火)

市役所本館北側

(電話ボックス横)

1月17日(火)

市役所本館北側

(電話ボックス横)

いずれも午前10時30分～正午

※家庭用食用廃油のみ回収

※容器はお持ち帰りいただきます

*「くらしの赤信号」は、くらしのリーダーをはじめ市民ボランティアの方々のご協力で配布しています。